

現在の屬員退職手當最高年限三十年を二十五年に短縮すること
近來事實に於て減給の姿となり居れる屬員の待遇を規定の範圍内に
於て増給すること

の提議あり此程度なれば會社に於ても承諾の意志あることを突き留め
たるもの之れ以上は到底詮議の餘地なしにて極めて傲慢的強硬の態度を
以て應酬せられた於是濱田副長代理は陰忍自重して本交渉の破裂を避け
け一應之を屬員一同に諮るべく十一月四日長崎丸にて米窪滿亮氏と共に
歸神した。

先是十一月一日神戸出帆豫定の上海定期船近江丸の機關部員は航海手
當半減に對し既に絶對反対を決議し一切の權限を組合に一任しながら
其解決を見ずして出帆するときは會社に於て之を以て既に承諾せるも
のゝ如く誤解せらるゝ虞あり吾等は之が爲めに我僚友を佑るに忍びず

此際宜しく盟休の舉に出づべしこて强硬なる主張を申出でられた本組
合に於ては右主張に對しては全く同感なるも目下東京に於て本件交渉
中にして或は解決しないこも斷定し兼ねることに當り盟休の舉に出づ
ることは甚しく不穩の輕舉であつて本組合の執るべき紳士的態度にあ
らざることを考へ詳細に其理由を説明したるに一同能く其理の在る處
を諒解し各自決心の在る處を立證する爲め本組合に委任狀を提出して
無事出港した本組合は本件に對する屬員の決心頗る強固にして到底尋
常の條件にては收まらざることを豫知し此際交渉中の濱田副長に之を
通知し置く必要ありと認め同夜岩井季一氏を横濱に急派し越にて十一
月二日更に米窪滿亮氏を同地に急派した。

前記近江丸の外十一月二日より四日に至る期間に於て出帆豫定であつ
た富山丸、秋田丸、函館丸も亦之を同一事情の下に無事出港した此一